

畜第六〇三四號

昭和二年八月二十七日

内務省警保局長 山岡萬之助
農林省畜産局長 戸田保忠

縣知事殿

地方競馬取締ニ関スル件

今般競馬規程ヲ廢止シ地方競馬規則公布相成候處右
ハ優勝馬投票ヲ行フ競馬取締ノ不充分ナルニ鑑ミ一層取締
ノ徹底ヲ期スルト共ニ競馬施行ノ目的ニ合致セシムル趣旨ニ有之
候條優勝馬投票ヲ行フ競馬ニ付左記事項御留意ノ上取
締上遺憾ナキヲ期セラレ度依命此復及通牒候也

記

一 優勝馬投票ニ依リ景品券ヲ發行スル競馬ヲ施行スル競馬場敷ハ北海道ハ一丈廳管内ニテ青森、岩手、宮城、秋田、福島、長野、長崎、熊本、宮崎、鹿児島縣ハ三ヶ所以内ハ分府木ハニヶ所以内其ノ他ノ府縣ハ一ヶ所トスルコト

二 現ニ前項ノ制限以上ノ競馬場ヲ有スル府縣(北海道ハ又廳)

ニ在リテハ成ルヘク速ニ本方針ニ合致スル様之ヲ整理シ事情

ノ許ス限リ畜産組合聯合會又ハ之ニ準スヘキ畜産組合ニ統一セ

シムルコト

三 従来優勝馬投票ニ依リ景品券ヲ發行スル競馬ヲ施行セザル競

馬場ニ於テ又ハ競馬場ヲ新設シテ優勝馬投票ニ依リ景品券ヲ

發行スル競馬ヲ施行スル為新ニ之ヲ施行ノ許可申請スルハ

ハ同一能ク實情ヲ調査シ地方競馬規則ノ下ニ經營困難ナラサル

モノニ限リ許可スルコト

四 馬場ノ長ハ成ルヘク長キヲ可トスルヲ以テ改築等ノ場合ハ直ニ

本規則ニ據ラシムルコト

五 畜産組合又ハ同聯合會カ其ノ區域外ニ於テ競馬ヲ行フコトハ

許可セザルコト

六 畜産組合ニ於テニヶ所以上ノ競馬場ヲ有スルモノハ一ヶ所以テ整

理スルコト但シ畜産組合聯合會又ハ之ニ準スヘキ畜産組合カ

區域内ノ競馬場ヲ統一スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

七 出走馬ニ付テハ地方競馬ノ特色ヲ發揮セシムル為競馬場所

在ノ北海道又廳管内又ハ府縣内ニ生産シ又ハ相當ノ種馬を養

シタル馬ヲ出場セシムル様奨励スルコト

八 地方競馬規則第九條第一號ノ規定ニ依リ明ケ八歳以上ノ馬ノ出

走ヲ認可スルハ出走馬ノ數其ノ他ノ事情ヲ顧慮シ萬已ヲ盡リ

